

# 論点

## 児相拡充で子ども命守れ

5/25 読売



鈴木 秀洋氏

日本大学危機管理学部准教授。行政領域の人権法分野専門。地域限定保育士。前文京区子ども家庭支援センター所長。48歳。

児相相談所には、保護者の同意の有無にかかわらず子どもを保護者から引き離す一時保護権限が認められている。虐待から子どもの命（安全・安心）を救うためである。国会提出の児童福祉法等改正法案は、その児童相談所設置権限を東京23区に付与するものだ。これまで、都道府県（政令市含む）と市区町村の基本的役割分担は、緊急・重篤

案件は一時保護権限のある都道府県の児童相談所が対応し、軽微な地域での見守り案件は市区町村が対応するという建前だった。しかし、私の経験では現在もかなりの緊急・重篤案件に東京23区の子どもの家庭支援セ

ンターが対処している。法改正の基となった今年3月10日付「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」でも、児童相談所の課題として、虐待事例への対応が急増したため、情報共有や

対応検討などを丁寧に行えなくなっていると指摘。都道府県設置の児童相談所と市区町村の二元体制の問題点として、両者の支援のほさまに落ちる事例があることや、時間のロスと認識の温度差が生じやすい点を挙げていた。これらの指摘は、個々の相談員のスキル問題のみに矮小化できない。都内にある児童相談所も市区町村の子どもの家庭支援センターも、相談員のケース対応は100件を優に超え

ることも多く、使命感で燃え尽きてしまう職員は数多く存在する。東京23区のように児童相談所権限を担う力のある自治体を増やすことで、子どもの命を守るといふ国の制度設計が必要なのだ。

今回の法改正は、要保護児童対策地域協議会の要として、地域資源をコーディネートし、住民生活に密着したサービスを行っている特別区が、切れ目のない継続的・連続的な保健・児童福祉行政を遂行し得る大きな一歩である。既に児童相談所設置のモデル案が示されているが、首長の強いリ

ードシップの下、真に子どもの命を守るためのロードマップ作りが急がれる。そのための重要な視点を二つ挙げておく。一つは国の財政的支援である。特別区自身が財政的投資や専門人材育成に真摯に取り組むべきは当然だが、特別区のみで負担できるものではない。改正法付則にある「支援その他必要な措置」について国がどれだけ責任を果たし得るのかが問われている。生まれた地域により、救われる命とそうでない命に差を設けてはならない。二つめとして、特別区が目指す児童相談所は都と同

じである必要はない。それぞれの自治体に合わせた濃淡があつてよい。例えば一時保護についても、里親制度の拡充（要件等の拡大）に知恵を絞り、やむを得ず施設を作る場合でも、子どもたちが、もう一度行ってみたい、立ち寄りたと思える一時保護所作りを目指せないだろうか。これは実際に子どもたちと接してきた経験からの確信である。子どもを主体に考え、は、そういうことだと思つ。最後に熊本地震の被災地でも、被虐待児のケア・支援に目が向けられることを願う。